

# 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」改定案の構成

## 第1 はじめに

- 1 これまでの取組
- 2 現状と課題

## 第2 過労死等の防止のための対策の基本的考え方

- 1 調査研究等の基本的考え方
- 2 啓発の基本的考え方
- 3 相談体制の整備等の基本的考え方
- 4 民間団体の活動に対する支援の基本的考え方

## 第3 過労死等防止対策の数値目標

以下の数値目標を設定

- 1 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下  
※特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえつつ、この目標の達成に向けた取組を推進
- 2 勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
  - ・勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を20%未満
  - ・勤務間インターバル制度を導入している企業割合を10%以上
- 3 年次有給休暇の取得率を70%以上  
※特に、年次有給休暇の取得日数が0日の者の解消に向けた取組を推進
- 4 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上
- 5 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上
- 6 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上

※下線部分は新たに追加したもの。

## 第4 国が取り組む重点対策

- 1 労働行政機関等における対策
- 2 調査研究等  
(自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界を重点業種・職種として実施)
- 3 啓発
  - (1)国民に向けた周知・啓発の実施
  - (2)大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施
  - (3)長時間労働の削減のための周知・啓発の実施
  - (4)過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施
  - (5)勤務間インターバル制度の推進
  - (6)働き方の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進
  - (7)メンタルヘルス対策に関する周知・啓発の実施
  - (8)職場のハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施
  - (9)商慣行・勤務環境等を踏まえた取組の推進  
(上記重点業種・職種に加え、宿泊業等について取組を記載)
  - (10)若年労働者、高齢労働者、障害者である労働者等への取組の推進
  - (11)公務員に対する周知・啓発等の実施
- 4 相談体制の整備等
- 5 民間団体の活動に対する支援

## 第5 国以外の主体が取り組む重点対策

- 1 地方公共団体
- 2 事業主等
- 3 労働組合等
- 4 民間団体
- 5 国民

## 第6 推進上の留意事項

- 1 推進状況のフォローアップ
- 2 対策の見直し
- 3 大綱の見直し